

第4四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和4年度大阪湾クルーズ貸切船運航(その4)	海上輸送	株式会社名門大洋フェリー	¥2,750,000	R5.2.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和4年度廃FRP船リサイクル処理業務委託	一般廃棄物(処分)	一般社団法人 日本マリン事業協会	¥2,416,810	R5.2.24	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	鯨死骸海上運搬処理業務委託	海上輸送	昭陽汽船株式会社	¥80,190,000	R5.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G13	-

経営改革課長 様

事業戦略課長

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和4年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その4）

## 2 契約相手方

株式会社名門大洋フェリー

## 3 随意契約理由

本事業は、大阪港開港記念日(7月15日)及び海の日(8月16日)の時期にあわせ、開催する「大阪港みなとまつり」の主要行事として、フェリーを利用したクルーズを実施するものであり、海洋思想の普及、市営港としての大阪港の役割を広く一般市民にPRすることで、大阪港への集客や、フェリー及びターミナルの利用促進などを目的としている。

今年度(令和4年度)の大阪湾クルーズについては、同事業の実施方針に基づき、例年行っている大阪湾クルーズ(大阪港みなとまつり)として、さんふらわあターミナル(大阪)より株式会社フェリーさんふらわあにより実施した。

結果、多数の応募(倍率31倍)があったこと、参加者からは好評であったことから、当局とフェリーターミナルの運営会社である阪神国際港湾株式会社としては、コロナ禍の影響により失ったPRの機会を取り戻すべく、新型コロナウイルス感染拡大の状況が落ち着きつつあるこのタイミングで、大阪湾クルーズを追加実施し、大阪港の振興に繋げたい考えである。

令和5年3月に追加実施する2回目については、大阪南港フェリーターミナル発着のクルーズにより実施することとなるが、大阪南港フェリーターミナルに着岸でき、かつランプウェイを使用できる船舶を所有している会社は、「(株)名門大洋フェリー」と「四国開発フェリー(株)」の2社となる。しかしながら、「四国開発フェリー(株)」からは別紙のとおり辞退の申し出があったため、本業務は「(株)名門大洋フェリー」のみが受注可能である。

以上の理由により、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記契約相手方に随意契約を依頼する。

〔参考〕

令和4年7月に府市共同事業の大阪港振興事業として、市営港湾として1隻(株式会社名門大洋フェリー)、府営港湾側から1隻(阪九フェリー株式会社)により大阪湾クルーズを実施した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部事業戦略課

経営改革課長 様

海務課長

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

廃FRP船リサイクル処理業務委託

#### 2 契約の相手方

一般社団法人 日本マリン事業協会

#### 3 随意契約理由

FRP（繊維強化プラスチック）船は、高強度で非常に大きく、全国に広く薄く分布している上、製品寿命が30年以上にも及ぶといった製品特性から処理が困難であり、FRP船リサイクルシステムの運用が開始される以前は、適正な処理ルートが存在しなかった。

このため国土交通省は、廃FRP船の適正な処理手段を確保し、不法投棄等社会的問題に対処するとともに、循環型社会の形成等の社会的要請に応えるため、平成12年度に「FRP廃船高度リサイクルシステム構築検討プロジェクト」を立ち上げ、平成15年度まで4年間検討を行い、適正かつ効率的なリサイクル技術及びリユース技術等を確立した。同省では、同検討結果を踏まえ、「リサイクルの早期実施」及び「システムの段階的な構築」等の観点から、製造事業者団体である（社）日本舟艇工業会（現在の（一社）日本マリン事業協会、以下、日本マリン事業協会という。）を主体として、廃棄物処理法の広域認定制度を活用してFRP船リサイクルシステムを構築することとした。

その後、廃棄物処理法に基づく広域的処理の対象となる一般廃棄物として廃FRP船が追加され、同法の広域認定制度を活用した廃FRP船のリサイクルが可能となった。

同法上の広域認定にかかる主な考え方は次のとおりである。

- ・廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- ・一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。
- ・処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められるものに委託するものであること。
- ・二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

これを受けて、日本マリン事業協会は、廃棄物処理法に基づく広域認定の申請を行い、環境大臣による認定を受けて、平成20年度からFRP船リサイクルシステムの運用を行っている。

日本マリン事業協会は、FRP船の処分に関し環境省から廃棄物処理法に基づく広域認定を受けた唯一の事業者であり、FRP船リサイクルシステムを運用することができる唯一の事業者であることから、当該事業者への契約を依頼するものである。

- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
大阪港湾局 計画整備部 海務課（船席指定）

経営改革課長 様

海務課長

## 随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

### 1 案件名称

鯨死骸海上運搬処理業務委託

### 2 契約の相手方

昭陽汽船株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、大阪港淀川河口付近に迷い込み、令和5年1月13日に死亡を確認した鯨を、大阪湾外の紀伊水道沖南方海域まで海上運搬のうえ、海洋沈下させる業務である。

当該業務は、鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性があることから、極めて早急を実施する必要がある。

また、体長約15メートルもの鯨体が、水深が極めて浅い淀川河口付近に留まっているため、大型の船舶が接近できないことから、小型かつ曳航可能な出力を有する曳船が必要となる。

さらに、鯨体を積んだバージ船の海洋沈下場所までの曳航などのため、沿海区域（大阪湾外）を航行できる曳船が必要となる。

これら一連の作業を迅速かつ確実に実施するためには、大阪港の状況を十分に熟知のうえ、さらに上記の船舶を速やかに準備できる必要があるが、これらの条件を満たし、極めて早急に本業務を実施できる事業者は、上記業者のみである。

（大阪港に曳船を常駐している事業者はその他に2社あるが、株式会社武丸海運及び有限会社平和海運が保有する曳船は平水区域（大阪湾内）を航行区域としており、3社のうち沿海区域を航行可能な曳船を保有しているのは昭陽汽船株式会社のみである。）

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）